

福岡県公報

令和 8 年 8 月 28 日
第 723 号

目次

告 示（第542号－第548号）

○生活保護法に基づく医療機関の指定	（保護・援護課）	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	（保護・援護課）	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	（保護・援護課）	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	（保護・援護課）	2
○生活保護法に基づく施術者の指定	（保護・援護課）	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	（保護・援護課）	3
○漁港において放置等を禁止する物件及び区域の指定	（水産振興課）	3

公 告

○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	（都市計画課）	8
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	（都市計画課）	8
○落札者等の公示	（税 務 課）	8
○建設業の許可の取消し	（建築指導課）	9
○特定危険薬物の指定の失効	（薬 務 課）	9
○建築基準法に基づく道路の指定	（建築指導課）	9
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	（建築指導課）	10
○私道の廃止及び変更の承認	（建築指導課）	10

告 示

福岡県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大野生167	久富内科医院	大野城市下大利一丁目16－4セリユ下大利ビル2階	R 8 ・ 8 ・ 1
田川生17	こまくさクリニック	田川郡香春町大字高野909番地30	R 8 ・ 8 ・ 1
粕生菌98	堤歯科医院	糟屋郡志免町志免一丁目22－15	R 8 ・ 8 ・ 1
小生菌73	はなだ歯科医院	小郡市三国が丘一丁目50	R 8 ・ 7 ・ 1
大生菌233	圭介歯科たからざか診療所	大牟田市宝坂町一丁目1番地28及び1番地9	R 8 ・ 8 ・ 1
宰生薬61	ウエルシアプラス薬局太宰府五条店	太宰府市五条二丁目3－18	R 8 ・ 8 ・ 1
大野生薬105	さかさばら薬局下大利駅前店	大野城市下大利一丁目16－4セリユ下大利ビル1階	R 8 ・ 8 ・ 1
筑紫生薬105	二日市中央薬局	筑紫野市二日市中央三丁目2番19号	R 8 ・ 8 ・ 1
粕生訪38	訪問看護ステーションささく粕屋	糟屋郡志免町南里六丁目20－20二階A区画	R 8 ・ 6 ・ 1
福津生訪15	訪問看護ステーション ころね	福津市日蔭野四丁目8－7	R 8 ・ 4 ・ 1
古生訪11	ビーズ訪問看護ステーション古賀	古賀市青柳1228番7	R 8 ・ 8 ・ 1
北筑後生訪7	わくわく訪問看護	三井郡大刀洗町大字上高橋1113－1ミコヴィータB－2	R 8 ・ 7 ・ 1
嘉麻生訪15	訪問看護みらいP l u s	嘉麻市飯田170番地3 B l o o m L	R 8 ・ 7 ・ 1

福岡県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
嘉麻生33	山田の大塚医院	嘉麻市上山田1440－7	R 8 ・ 6 ・ 21
糸島地生 歯9	にい歯科・矯正歯科	糸島市波多江263－3	R 7 ・ 10 ・ 31

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑紫生72	さきむら医院	筑紫野市二日市中央五丁目12－3	R 8 ・ 6 ・ 30
八女生 127	医療法人林医院	八女市立花町山崎2204－2	R 8 ・ 6 ・ 30
柳生99	整形外科・皮膚科 柳川ツジ 医院	柳川市三橋町柳河867－3	R 8 ・ 6 ・ 20
直生156	なかむらクリニック	直方市湯野原二丁目15－1－1F	R 8 ・ 6 ・ 30
嘉麻生33	山田の大塚医院	嘉麻市上山田1440－7	R 8 ・ 6 ・ 30
北生歯80	高田歯科医院	糟屋郡粕屋町大字上大隈字北隈395－5	R 8 ・ 4 ・ 1
小生歯15	平田歯科医院	小郡市福童3428	R 8 ・ 6 ・ 30
小生歯28	はなだ歯科医院	小郡市三国が丘一丁目50	R 8 ・ 6 ・ 30
嘉麻生薬 1	上山田調剤薬局	嘉麻市上山田1439－1	R 8 ・ 6 ・ 20

福岡県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
小生66	医療法人きのした小 児科クリニック	きのした小児科クリニ ック	小郡市小板井440－ 7	R 8 ・ 7 ・ 1
田地生 119	医療法人正久会 荒 木小児科医院	医療法人正久会 あら きこどもファミリーク リニック	田川郡川崎町大字 田原1021	R 7 ・ 7 ・ 22

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生 113	医療法人 杉山整形 外科医院	大野城市下大利一丁目 1－7－201	大野城市下大利一 丁目1－9	R 8 ・ 6 ・ 22
粕生薬 130	タカラ薬局 内橋	糟屋郡粕屋町大字内橋 300－1C	糟屋郡粕屋町内橋 東二丁目3－1	R 3 ・ 9 ・ 4
粕生薬 222	さくら薬局粕屋ケヤ キ通り店	糟屋郡粕屋町長者原西 三丁目605番5	糟屋郡粕屋町長者 原西三丁目7番29 号	R 8 ・ 4 ・ 1
田川生訪 11	訪問看護さんきナース センター	田川郡川崎町大字田原 725番地32	田川郡川崎町大字 田原742番地の1	R 8 ・ 7 ・ 1

福岡県告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合

を含む。)の規定により次のように告示する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	再開年月日
糸島地生 歯9	にい歯科・矯正歯科	糸島市波多江263-3	R8・6・15

福岡県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生柔 109	福島 弦（らくだ整骨院）	大牟田市大字田隈253-5	R8・7・6
大生柔 110	平木 大士（港整骨院）	大牟田市大字歴木1807-1029	R8・8・1
筑紫生柔 103	小池 智晃（ふつかいち接骨院）	筑紫野市二日市中央六丁目1-2	R8・8・1
筑生はき 7	松岡 幸蔵（筑後はりきゅう院）	筑後市大字熊野1240-36	R8・8・1
粕生はき 72	宮里 亮丞（鍼撰組はりきゅう整骨院 宇美店）	糟屋郡宇美町宇美四丁目8-1 ユービ奥斯1階	R8・7・18
粕生はき 73	伊藤 友希（オーロラ鍼灸マッサージ院）	糟屋郡志免町御手洗二丁目13-16 -3F	R8・7・14

福岡県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
柳生柔47	山田 早人（両開整骨院）	柳川市有明町80-2	R8・8・1

福岡県告示第548号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条第5項の規定に基づき、次の1のとおり放置等を禁止する物件を指定し、同項各号列記以外の部分の規定に基づき次の2のとおり当該物件に係る放置等を禁止する区域を指定する。

下の指定は、令和8年9月10日から効力を生ずるものとする。

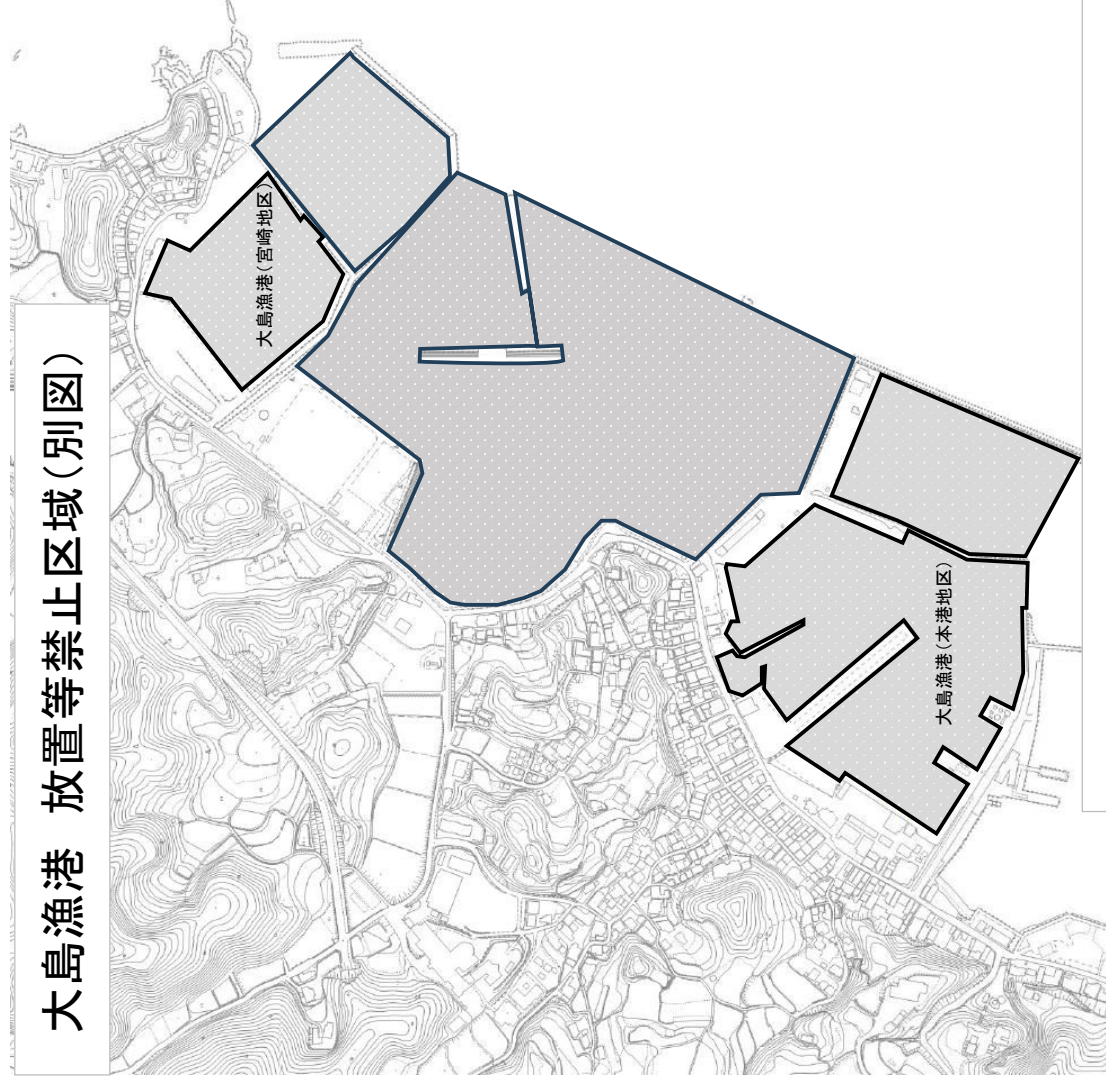
令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 放置等を禁止する物件
- 漁船（漁船法（昭和25年法律第168号）第2条第1項に規定する漁船をいう。）以外の船舶（いかだを含む。）
- 2 放置等を禁止する区域

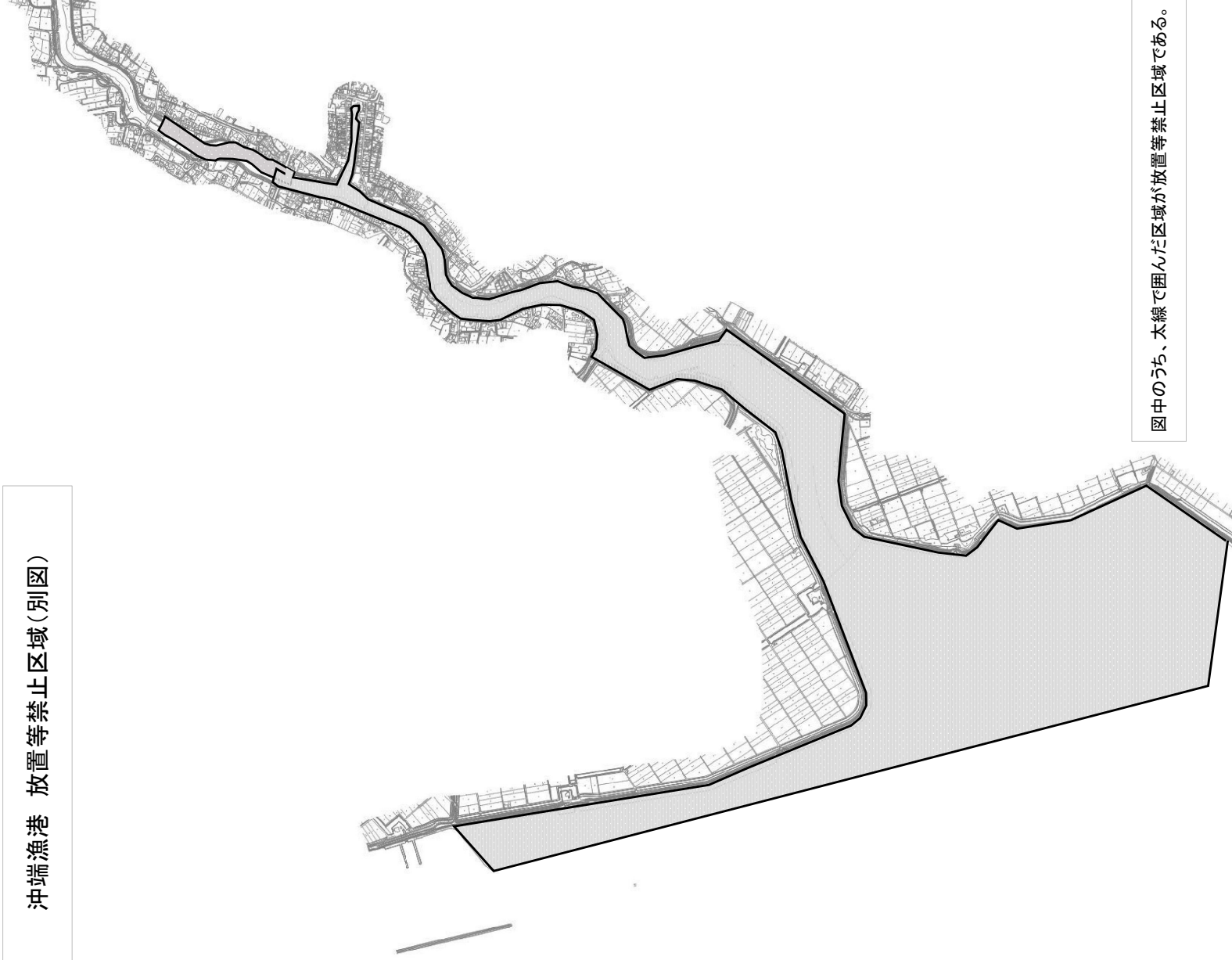
漁港名	漁港の種類	漁港の所在地	放置等を禁止する区域の位置
大島漁港	2種	宗像市大島	別図のとおり
沖端漁港		柳川市矢留本町	
宇島漁港		豊前市大字宇島	
小呂島漁港	4種	福岡市西区小呂島	

大島漁港 放置等禁止区域(別図)



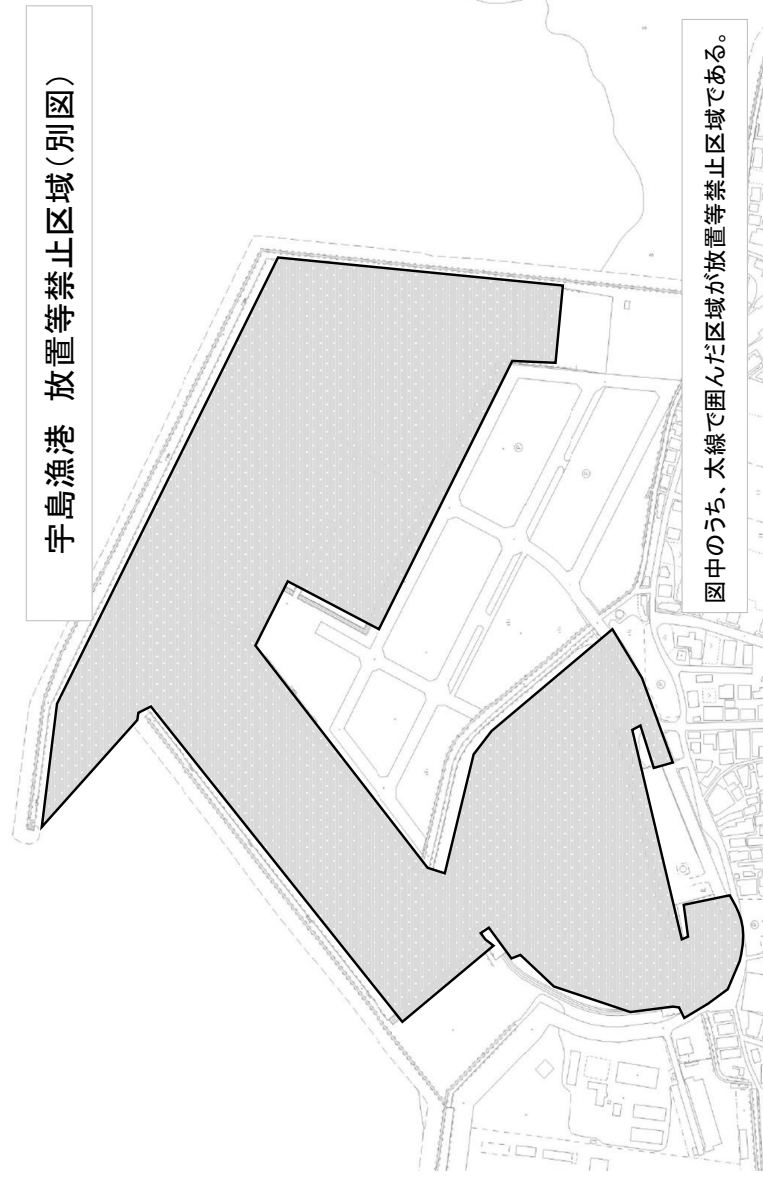
図中のうち、太線で囲んだ区域が放置等禁止区域である。

沖端漁港 放置等禁止区域(別図)



図中のうち、太線で囲んだ区域が放置等禁止区域である。

宇島漁港 放置等禁止区域（別図）



図中のうち、太線で囲んだ区域が放置等禁止区域である。

小呂島漁港 放置等禁止区域(別図)



図中のうち、太線で囲んだ区域が放置等禁止区域である。

公 告

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、古賀市今在家土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任した理事

氏 名	住 所
中 野 茂	福岡市中央区荒戸三丁目5番60-402号デュオヒルズ大濠公園桜並木

2 退任した理事

氏 名	住 所
甲 斐 信 武	東京都三鷹市井の頭五丁目20番13号

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、那珂川市道善・恵子土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任した理事

氏 名	住 所
野 嵩 武 秀	福岡市南区柳河内二丁目6番9-103号 Gran Ryu 野間大池公園

2 退任した理事

氏 名

住 所

清 水 信 彦

福岡市中央区桜坂二丁目2番38号

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県税務システム刷新に係る調査・調達支援業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和8年6月10日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

グラビス・アーキテクツ株式会社

(2) 住所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

43,010,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和8年8月18日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社ユウセイ	田川郡大任町大字大行事2113番地2	長藤 優太	令和5年8月18日 福岡県知事許可（般－5） 第116219号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社ユウセイの役員は、建設業法（昭和24年法律第100号）違反の罪により、福岡簡易裁判所から罰金50万円の判決を受け、令和8年6月4日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 (8R)－N, N－ジエチル－1－フェロセノイル－6－メチル－9, 10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 化学名 N, N－ジエチル－2－（2－{[4－（2－フルオロエトキシ）フェニル]メチル}－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル）エタン－1－アミン及びその塩類
- (3) 化学名 N, N－ジエチル－2－（2－{[4－（2－メチルプロポキシ）フェニル]メチル}－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル）エタン－1－アミン及びその塩類
- (4) 化学名 N－[2－（5－メトキシ－1H－インドール－3－イル）エチル]－2－メチルプロパン－1－アミン及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第131号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和8年8月28日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指 定 年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
7 福整第 442号－7	令和8年 3月31日	令和9年 4月30日 まで	起点：糟屋郡粕屋町大字阿恵字 志賀田244番1地先 終点：糟屋郡粕屋町大字阿恵字 志賀田244番1地先	42.05	6.275～ 6.313
7 那整第 280号－2	令和8年 3月10日	令和10年 2月29日 まで	起点：大野城市御笠川四丁目42 番 終点：大野城市大字中1019番	680.0	13.0
7 南整柳 第216号－ 5	令和8年 1月19日	令和10年 3月31日 まで	起点：柳川市三橋町今古賀56 終点：柳川市三橋町今古賀56	90.00	11.00
7 南整柳 第216号－ 6	令和8年 1月28日	令和10年 1月31日 まで	起点：大川市向島1936番15先 終点：大川市向島1651番2先	446.00	27.00～ 49.327
7 南整柳 第216号－ 7	令和8年 3月24日	令和10年 3月31日 まで	起点：三潞郡大木町大字大角 1151番10先 終点：三潞郡大木町大字上八院 1857番1先	563.00	13.00～ 35.50
7 朝整第 274号－5	令和8年 2月17日	令和10年 2月16日 まで	起点：朝倉市持丸812番1先 終点：朝倉市持丸597番4先	1093.0	7.6～35.5

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
7 那整第278号 －3	令和8年1月28日	春日市弥生二丁目18番4	19.81	4.00
7 北整第346号 －10	令和8年1月8日	遠賀郡水巻町吉田西二丁目 2443番1、2444番1	31.60	6.00
7 北整第346号 －11	令和8年1月26日	福津市西福岡二丁目2533番2	24.16	4.01

7 飯整第277号 －5	令和8年1月23日	飯塚市伊岐須字草場796番4 、796番3の一部、797番5の 一部	35.20	6.00
7 朝整第33号 －7	令和8年3月24日	朝倉郡筑前町東小田字池田 926番6	39.03	6.02
7 女整第335号 －18	令和8年1月20日	筑後市大字鶴田字野田971－ 1	34.57	6.01
7 女整第335号 －19	令和8年2月20日	筑後市大字久富字東ノ前1106 番1、1106番1地先水路の一 部	54.98	6.10
7 女整第335号 －20	令和8年3月16日	筑後市大字西牟田字原口4223 番8	37.89	6.00
7 女整第335号 －21	令和8年3月24日	八女市鶴池字北名185番1、 192番1、192番3、地先水路	76.55	6.02～6.03
7 京整第26号 －6	令和8年2月16日	行橋市泉中央三丁目806番1 、1423番2の一部、1424番6 の一部、1424番7の一部、道 の一部	66.65	5.23～6.03
7 直整第2595 号	令和8年2月13日	直方市大字頓野1949番1	44.60	5.00

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和8年8月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
7 久整第3174号	令和8年3月31日	一部廃止	小郡市小郡1404－24、1404 －28、1404－31、1408－4 、1408－1、1403－3、 1403－1、道の各一部	33.70
7 田整第447号－5	令和8年1月19日	変更	田川郡香春町大字中津原字 蓮臺寺2167－9、大字中津 原字沼口2189－9、大字中 津原字高松2171－9、大字 中津原字鷺ノ巣2194－27	218.00

7 田整第447号－6	令和8年1月19日	全部廃止	田川郡香春町大字中津原字蓮墓寺2167－9、大字中津原字沼口2189－9、大字中津原字高松2171－9、大字中津原字鷲ノ巣2194－27	218.00
-------------	-----------	------	--	--------